

千葉県立保健医療大学学則

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条～第19条）
- 第3章 学年、学期及び休業日（第20条～第22条）
- 第4章 修業年限及び在学年限（第23条・第24条）
- 第5章 入学（第25条～第33条）
- 第6章 教育課程、単位及び履修方法（第34条～第40条）
- 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第41条～第47条）
- 第8章 卒業、学位及び資格（第48条～第50条）
- 第9章 賞罰（第51条・第52条）
- 第10章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生及び外国人留学生（第53条～第59条）
- 第11章 入学検査料、入学料、授業料等（第60条～第67条）
- 第12章 補則（第68条～第71条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 千葉県立保健医療大学(以下「本学」という。)は、保健医療に関わる優れた専門的知識及び技術を教授研究し、高い倫理観と豊かな人間性を備え、地域社会に貢献し、保健医療の国際化に対応できる人材を育成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健医療の向上に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 前項の点検及び評価を行うため、本学に自己点検・評価委員会を置く。
- 3 自己点検・評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 本学は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定により、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。
- 5 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

（学部、学科等及び学生定員）

第3条 本学に、健康科学部（以下「学部」という。）を置く。

- 2 学部に設置する学科及び専攻、入学定員、編入学定員及び編入学する年次並びに収容

定員は、次のとおりとする。

学科・専攻	入 学 定 員	編入学定員 (年次)	収 容 定 員
看護学科	80 人	10 人 (3 年次)	340 人
栄養学科	25 人		100 人
歯科衛生学科	25 人		100 人
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	25 人		100 人
作業療法学専攻	25 人		100 人
計	180 人	10 人	740 人

(学部及び学科の目的)

- 第4条 学部は、本学の目的を踏まえ、生涯にわたり総合的に保健医療を発展させようとする意欲及び科学的真理を追究する力を育むとともに、専門的知識、技術、実践力及び指導力を身につけ、多様な分野で他の専門職と自在に連携、協働しながら、総合的な健康づくりの推進力となる保健医療の専門職を育成し、保健医療の発展に寄与する。
- 2 看護学科は、学部の目的を踏まえ、看護学に係る専門的知識及び技術を身につけ、確かな看護実践能力を的確に発揮できる人材を育成する。また、看護専門職として主体的に業務に取り組む力を養うとともに、人々の健康や保健医療及び福祉の向上と看護学の発展に貢献する人材を育成する。
- 3 栄養学科は、学部の目的を踏まえ、生命科学を基本とし、栄養学を総合的に教授研究し、栄養学と保健医療の発展に貢献する。また、栄養学の専門的知識、技術を総合的に身につけ、健康の保持増進及び疾病予防のための栄養指導を通じて、個人、家族及び地域社会の健康づくりに貢献できる人材を育成する。
- 4 歯科衛生学科は、学部の目的を踏まえ、人の健康について総合的に理解の上、歯科衛生に関し、科学的な根拠に基づく専門的知識、確実な技術力とともに実践力を身につけ、地域の人々の生涯にわたる健康の維持、向上に貢献できる人材を育成するとともに、歯科衛生学の発展に寄与する。
- 5 リハビリテーション学科は、学部の目的を踏まえ、地域で生活する人々がその地域で高い生活の質を維持することができるように、科学的根拠に基づく専門的知識、技術及び技能とともに実践力を身につけた人材を育成する。また、リハビリテーションに係る課題解決に主体的に取り組むとともに、その発展に貢献できる人材を育成する。

(学生部)

第5条 本学に、学生部を置く。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(歯科診療室)

第7条 歯科衛生学科に、歯科診療を行う施設（以下「歯科診療室」という。）を置く。

2 歯科診療室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

(職員)

第9条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(部局長等)

第10条 学部に学部長を、学生部に学生部長を、図書館に図書館長を、歯科診療室に歯科診療室長を、事務局に事務局長を置く。

2 学部の各学科に学科長を置く。

3 リハビリテーション学科に、理学療法学専攻長及び作業療法学専攻長(以下「専攻長」という。)を置く。

(学長等の職務)

第11条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、本学の教授をもって充て、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、当該学部の教授をもって充て、当該学部に関する校務をつかさどる。

4 学生部長は、本学の教授をもって充て、学生の厚生補導に関する事項をつかさどる。

5 図書館長は、本学の教授をもって充て、図書館に関する事項をつかさどる。

6 歯科診療室長は、本学の教授(歯科医師)をもって充て、歯科診療室における歯科診療業務全般をつかさどる。

7 学科長は、当該学科の教授をもって充て、当該学科に関する事項をつかさどる。

8 専攻長は、当該専攻の教授をもって充て、当該専攻に関する事項をつかさどる。

9 事務局長は、事務局の事務をつかさどる。

10 第1項から第8項までに規定する者の選考、任期その他必要な事項は、別に定める。

(名誉教授)

第12条 学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

第13条 本学に、客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

(評議会)

第14条 本学に、評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって構成する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 学部長

(4) 事務局長

(5) 千葉県健康福祉部長

(6) 学外有識者で知事が委嘱する者

3 前項第6号の評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 評議会は、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の規定によりその権限に属させられた事項を行うほか、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 本学の設置の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
 - (2) 学則その他重要な規程の制定又は改廃に関する事項
 - (3) 本学の予算及び決算に関する事項
 - (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止及び学生の定員に関する事項
 - (5) 教員の人事の方針に関する事項
 - (6) 本学の教育研究活動等の状況について本学が行う評価に関する事項
 - (7) その他本学の運営に関する重要事項
- 5 前各項に定めるもののほか、評議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（教授会）

第 15 条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部の教授をもって構成する。
- 3 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べ、及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の規定によりその権限に属させられた事項を行う。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、学部の教育又は研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。
- 4 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育又は研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
（学内委員会）

第 16 条 本学に必要な学内委員会を置くことができる。

- 2 学内委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（学科等運営会議等）

第 17 条 学部の各学科における教育研究活動を円滑に行うため、学科運営会議を置くことができる。

- 2 学部に、共通教育（一般教養科目、保健医療基礎科目及び医学系科目をいう。）を担当する教員の教育研究活動を円滑に行うため、共通教育運営会議を置くことができる。
- 3 学部に、特色科目を担当する教員の教育研究活動を円滑に行うため、特色科目運営会を置くことができる。
- 4 学科運営会議、共通教育運営会議及び特色科目運営会に関し必要な事項は、別に定める。
（大学運営会議）

第 18 条 本学に、適正で効率的な大学運営を図るため、大学運営会議を置く。

- 2 大学運営会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
（大学運営懇談会）

第 19 条 本学に、本学の運営に関する事項について意見を聴くため、大学運営懇談会を

置く。

2 大学運営懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第20条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第21条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第22条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業日 3月22日から3月31日まで

(5) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 学長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日を変更することができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第23条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第24条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第30条の規定により入学した者にあつては4年、第31条の規定により入学し、又は第32条の規定により転学科し、若しくは転専攻した者にあつては、第33条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第5章 入学

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号、第4号及び第6号のいずれかに該当する者及び編入学、転入学又は再入学により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第26条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
（入学志願の手続）

第27条 本学に入学を志願する者は、入学願書に別に定める書類及び入学検査料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の選考及び合格者の決定）

第28条 学長は、前条の規定により入学を志願する者に対し、別に定めるところにより、選考を行い、教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第29条 前条の決定により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

（編入学）

第30条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法第132条の規定により専修学校の専門課程を修了した者
- (4) 学校教育法施行規則附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は、別に定める。

（転入学及び再入学）

第31条 学長は、本学に転入学及び再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第32条 学長は、他の学科に転学科を志願し、又は他の専攻に転専攻を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て相当年次に転学科又は転専攻を許可することができる。

2 前項の規定により転学科又は転専攻を志願する学生は、在籍のまま志願することができる。

3 前各項に定めるもののほか、転学科又は転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(既に履修した授業科目等の取扱い)

第33条 前3条の規定により入学又は転学科若しくは転専攻を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て別に定める。

第6章 教育課程、単位及び履修方法

(授業科目)

第34条 授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第35条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、必要な学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第37条 授業科目の評価は、S、A、B、C又はDをもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

(他大学等における授業科目の履修等)

第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなす

ことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第38条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前各項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第41条 学生は、疾病その他やむを得ない理由のため引き続き2か月以上修学することができないときは、休学願に医師の診断書等その理由を証する書類を添えて学長に提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間等)

第42条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第24条の在学年限に算入しない。

(復学)

第43条 第41条の規定により休学した学生は、休学期間が満了したとき、又は休学期

間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第44条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第45条 外国の大学、短期大学等に留学を志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の規定により留学した期間は、第48条第1項に規定する在学期間に含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第46条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第47条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 第24条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第42条第1項に規定する休学期間を満了しても手続をしない者
- (3) 第42条第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 授業料の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (5) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第48条 学長は、本学に4年(第30条から第32条までの規定により入学又は転学科若しくは転専攻した学生については、別に定める年限)以上在学し、別表第1に定める授業科目を履修し、かつ、別表第2に定める単位数を修得した学生について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

(学位)

第49条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 前項の規定により授与する学位は、次のとおりとする。

学科(専攻)	学位
看護学科	学士(看護学)
栄養学科	学士(栄養学)
歯科衛生学科	学士(歯科衛生学)
リハビリテーション学科 理学療法学専攻	学士(理学療法学)
作業療法学専攻	学士(作業療法学)

(資格)

第50条 看護学科の課程を修了した者は、保健師国家試験及び看護師国家試験を受験す

る資格を取得することができる。

- 2 栄養学科の課程を修了した者は、栄養士の免許を受ける資格及び管理栄養士国家試験を受験する資格、並びに食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取得することができる。
- 3 歯科衛生学科の課程を修了した者は、歯科衛生士国家試験を受験する資格を取得することができる。
- 4 リハビリテーション学科理学療法学専攻の課程を修了した者は、理学療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。
- 5 リハビリテーション学科作業療法学専攻の課程を修了した者は、作業療法士国家試験を受験する資格を取得することができる。
- 6 看護学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、助産師国家試験を受験する資格を取得することができる。
- 7 栄養学科において、選択により所定の授業科目を履修してその単位を修得した者は、栄養教諭一種免許状を受ける資格を取得することができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第51条 学長は、学生として表彰に値する行為のあった者を教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第52条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を教授会の議を経て、懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 学生に対する第2項の退学、停学及び訓告の手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、聴講生、研修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第53条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、教授会

の議を経て、特別聴講学生として受け入れることができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第55条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研修生)

第56条 学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、研修生として受け入れることができる。

2 研修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第57条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障がない範囲において、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第58条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期等)

第59条 入学の時期は、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生にあつては学期の始めとし、研究生にあつては学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

2 受入れの時期は、特別聴講学生にあつては学期の始めとし、研修生にあつては学年の始めとする。ただし、学長が適当と認めるときは、その都度学長が定める日とする。

第11章 入学検査料、入学料、授業料等

(入学検査料等の額)

第60条 入学検査料、入学料及び授業料その他の費用の額は、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)の定めるところによる。

(授業料の納入)

第61条 学生の授業料は、学期ごとに、年額の2分の1に相当する額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。ただし、学長が特別な事情があると認める場合は、3回以上に分割して納入することができる。

2 科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生の授業料は、履修し、又は聴講する単位分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

3 研究生の授業料は、研究する期間分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに

納入しなければならない。

(研修料の納入)

第62条 研修料は、研修を受ける期間分全額を使用料及び手数料条例に基づく期日までに納入しなければならない。

(学年途中で卒業等をした者の授業料)

第63条 前期又は後期の途中において、卒業、退学若しくは転学した者又は除籍された者は、当該学期分の授業料を納入しなければならない。

(復学及び編入学等の場合の授業料)

第64条 前期又は後期中途において、復学、転入学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者の当該学期分の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から復学等の日の属する学期の最後の月までの月数を乗じて得た額とする。

(休学等の場合の授業料)

第65条 学生が月の全日数を休学する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額の授業料を免除する。

2 学生が留学する場合の授業料については、別に定める。

(入学料の減免)

第66条 学長は、経済的理由により入学料の納入が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対して、使用料及び手数料条例第5条第3項の規定により、入学料の全部又は一部の免除（以下「入学料の減免」という。）をすることができる。

2 入学料の減免に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の減免等)

第67条 学長は、学業が優秀で、かつ、経済的理由により授業料の納入が困難と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対して、使用料及び手数料条例第5条第3項又は第6条の規定により、授業料の分納の許可、徴収の猶予又は全部若しくは一部の免除（以下「授業料の減免等」という。）をすることができる。

2 授業料の減免等に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 補則

(公開講座等)

第68条 本学は、教育研究の成果を広く地域社会に還元し、県民の教養を高め、文化の向上に寄与するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うものとする。

2 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(受託研究及び共同研究)

第69条 本学の学術研究に資するため必要と認めるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

(福利厚生施設)

第70条 本学に、学生の福利厚生に資するため、医務室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

(委任)

第71条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第1及び別表第2の適用については、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第1及び別表第2の適用については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 別表第1及び別表第2の対象となる者は、平成25年4月1日以降に入学した者で、この学則の施行の際現に在籍している者とする。

(経過措置)

3 この学則の施行日前に現に在籍している者で、平成25年4月1日より前に入学した者に対する別表第1の適用については、なお平成24年4月1日に施行された学則による。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行日前に現に在籍している者に対する別表第1及び別表第2の適用については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。